

福岡県耐震改修促進計画改定検討委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 福岡県における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために平成28年4月に策定した「福岡県耐震改修促進計画」（以下「計画」という。）の改定に当たり、耐震診断及び耐震改修等に係る各分野の幅広い意見を反映し、業務の適正化を図るため、「福岡県耐震改修促進計画改定検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、別表の委員をもって構成する。

2 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は委員の互選により選出する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（検討事項）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項等について検討を行うものとする。

（1）建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

（2）建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

（3）要安全確認計画記載建築物の指定に関する事項

（4）建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

（5）建築基準法に基づく勧告又は命令等の措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

（6）その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認める時に開催し、委員長が議長となる。

（任期）

第5条 委員の任期は、計画改定までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、福岡県建築都市部建築指導課に置く。

（その他の事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営についての必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行し、計画が策定された日に、その効力を失う。

別表

氏 名	所 属
神野 達夫	九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門 教授
堺 純一	福岡大学工学部建築学科 教授
鮎川 透	(公社)福岡県建築士会 会長
重松 正幸	(一社)日本建築構造技術者協会九州支部 支部長
柴田 桂	福岡市住宅都市みどり局建築指導部 部長
成松 宏	福岡県総務部防災危機管理局 局長
山口 甲秀	福岡県県土整備部 次長
野口 秀昭	福岡県建築都市部 次長